

第1回明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会

日時：平成28年5月29日 午後6時～

場所：806AB 会議室

(議事概要)

1 地域協議会の運営について

協議会の設置目的及び設置根拠、今後の主な協議事項を説明。

(主な意見)

- ・市の施策全般をこの配慮条例で議論することはできるのか。また、合理的配慮を超えた施策提案はできるのか。
 - (事務局) 障害者配慮条例第6条に障害者計画との関係について規定しているとおり、本協議会で協議した差別解消のための施策について、本市の障害者計画にも反映していくことになる。また、各分野における差別事例についても協議しどのようなことが差別に当たるかを明確にしていくことも今後の検討課題の一つと考えている。

2 相談体制についての報告

条例に基づく4つの相談窓口と今後の相談員研修について説明。

(主な意見)

- ・第3者(見兼ねた市民など)からの相談もこちらの窓口でよいか。
 - (事務局) 見兼ねた市民というのは障害者の支援者枠で相談できるが、あつせん申立てはできない。ただ相談の段階では資格がないから相談できないという形にはせず、広く受けていこうと考えている。
- ・相手方が個人の場合と団体(法人や企業など)があると思うが、商売をされている方の周りの反応はどうか。
 - (委員：民間事業者) 現時点では障害者差別解消法の話はないが、点字メニューや筆談ボードなど助成制度に関する声かけすると前向きにとらえてもらえているように感じる。差別に限らず店舗に対する苦情はよくあるが、何度注意しても聞いてもらえない、会話にならないというような所もあり、商店街の中だけでは解決しづらいので市から何か指導をしてもらえたらとも思う。
- ・相談の流れの中に調整会議というものがあるが、相談担当者は市の職員か。また、関係機関というのは弁護士会など市以外ものか。
 - (事務局) 相談担当者は市の職員。また、関係機関は市以外の機関で、例えば商店が当事者になるような事案であれば、関係機関としては商工会議所となる。事案ごとに判断していくことになる。

3 職員対応要領及びガイドラインについて

職員対応要領とガイドライン案の概要を説明。

(主な意見)

- ・ガイドライン以前に、障害者差別解消法が4月から施行されていることを一般市民はほとんど知らない。人権教育推進員が草の根的に人権教育を行っていると思うが、障害者差別についての啓発に関して特に一年目である今年はどうのような方法を考えているか。
→(人権推進課長)今のところ計画はできていない。今後課の中で進め方について協議していきたい。
- ・ガイドラインの具体例は7分野に分かれているが、他にも必要ではないか。例えば安全・安心・防災関係、文化、政治、経済など。
→(会長)おそらく国もこのような分け方になっている。行政のシステムの中で統括される省庁や官庁の仕組みに基づき、権限がどこに及ぶかを踏まえた分野別とされていると思われる。他にも必要な分野が考えられる場合には本協議会で議論し決めていきたい。
- ・市立図書館などの指定管理者についても公の施設である以上は同じ基準で対応すべきではないのか。
→(事務局)例として出た市立図書館は、ちょうど前年が見直しの時期だったため担当部署から相談があり、図書館で障害者に配慮していくという内容を指定管理の条件の中に入れている。指定管理先の職員は指定管理先の法人の懲戒権で罰則が与えられるため、法的には別主体となってしまうことからこの対応要領を直接適用することは法的には難しいためこのような書き方になっている。しかしながら、委託や指定管理の担当部署とも相手方と交わす文書の中には注意書きを入れてもらうよう調整している。

4 合理的配慮提供支援の助成金制度の利用状況報告

新設された公的助成制度の趣旨及び概要を説明。

(主な意見)

- ・事業者の規模に限らず助成金の交付対象となるのか。
→(事務局)要綱上の定めはないが、制度設計上対象の想定はあるため、それとあまりにかけ離れている場合にはご遠慮いただくケースも考えられる。今後運用していきながら内規を固めていきたい。

5 障害理解に関する研修・啓発の取組について

研修・啓発について今後の取組方針とパンフレットの構成案を説明。

(主な意見)

- パンフレットについて、イラストだけではなく漫画にできないか。
 - 漫画も含め文字ではないものは知的障害の子にもわかりやすい。ほかにもスマートフォンやタブレットなども配信できないか。
 - リーフレットにはふりがなはあるが、「配慮」とか「促進」という言葉は小学生には難しいように思う。説明する文章もかなり長い。今後啓発用 DVD を作成する際には、小学生向けのものも必要では。
- (事務局) 今回の条例に先立って制定している手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく施策推進協議会においても、知的障害の方への配慮という部分でわかりやすいパンフレットなどを作ることを課題としてあがっている。今回のパンフレットを漫画でというのは難しいが、いろいろな方法を検討していきたい。